

沼津市発注公共工事暴力団及びその関係者排除措置要領

1 目 的

この要領は、公共工事の適正な施行を確保するとともに、建設業の健全な発展を図るため、公共工事から暴力団及びその関係者を排除する措置について、必要な事項を定める。

2 指名排除

- (1) 市長は、沼津警察署長（以下「署長」という。）から、「沼津市公共工事からの暴力団及びその関係者排除に関する連絡協調体制の確立について（合意書）」（以下「合意書」という。）の1(2)又は(3)に基づき、競争入札参加資格者（以下「有資格業者」という。）が、沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年6月30日市長決裁）別表第2各項に定める措置要件の一に該当する旨の通知を受けたときは、同表各項に定めるところにより期間を定めて、当該有資格業者を指名から排除するものとする。
- (2) 市長は、2(1)の規定により指名から排除する有資格業者を構成員を含む共同企業体についても、当該指名排除の機関と同じ期間、指名から排除するものとする。
- (3) 財務部長は、2(1)及び(2)の規定により指名から排除した場合には、関係部課長に対し、別紙により通知するものとする。

3 指名排除措置の解除

- (1) 市長は、署長から、合意書1(4)に基づき、2(1)及び(2)の規定により指名から排除した有資格業者が、当該別表の措置要件に該当しなくなった旨の通知を受けたときは、指名からの排除措置を解除するものとする。
- (2) 財務部長は、3(1)の規定により指名からの排除措置を解除した場合には、関係部課長に対し、別紙により通知するものとする。

付 則

この要領は、平成6年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別 紙

事 務 連 絡
年 月 日

関 係 部 課 長 様

財 務 部 長

公共工事からの指名排除・指名排除措置の解除について

このことについて、「沼津市発注公共工事暴力団及びその関係者排除措置要領」の に基づき、下記のとおり指名から排除・指名からの排除措置を解除したので、通知します。

記

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
営 業 所 所 在 地	
指 名 か ら の 排 除 期 間	
指 名 排 除 措 置 の 解 除 日	
指 名 か ら の 排 除 理 由 ・ 指 名 排 除 措 置 の 解 除 理 由	

以上